

# 宮崎ミニバスケットボール規約

宮崎ミニバスケットボールクラブ

2019年4月1日

## 第一条（名称）

本クラブは、『宮崎ミニバスケットボールクラブ』と称する。

## 第二条（目的）

本クラブは宮前区を中心とした小学校1～6年生を対象とし、ミニバスケットボールの向上と会員相互の親睦を深め、対外親善をはかる事を目的とする。

## 第三条（組織及び役割）

本クラブの指導員及び役員、又、その役割については次の通りとする。

監督	1名	指揮、指導
コーチ	若干名	指導
代表	1名	総務（クラブの総括）
副代表	2名	代表の補佐（2019年度に限っては1名とする）
会計	1名	金銭出納の管理
保険	1名	スポーツ保険の手続き
その他	必要に応じて選出する	

## 第四条（運営）

本クラブは小学生対象のため、その運営に当たってはクラブ員の保護者及び地域の成人が、練習場所の確保、技術の向上、子供たちの安全のために協力し、運営していくものとする。技術指導者に関しては、指導者が認めたものとするところがある。

## 第五条（練習及び練習場所）

練習日：月曜日・土曜日・その他練習試合など

練習場所：宮崎小学校体育館（他校に行く場合もある）

## 第六条（会計年度）

本クラブの会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする

## 第七条（任期）

役員の任期は一会計年度とする。

## 第八条（運営費）

本クラブの運営費は入会金及び会費をもって充てる。その他助成金等の随時収入があった場合これに加える。

## 《細則》

### 会費

1. 入会金は、1,000円とする。
2. 月会費は、2,000円とする。\*3ヶ月毎回収する。
  - ・低学年で土曜日のみ練習参加の部員は1,000円とする。
  - ・兄弟ケースの場合（兄弟ともに月曜日・土曜日の練習参加）は1世帯につき500円引きとする。
3. ユニフォーム使用料は、年間1,500円とする。
4. 納入された入会金は返金しない。但し事情によっては、役員会にはかり特例を認める。

### 保険

1. 入会時及び年度当初に（財）スポーツ協会によるスポーツ安全保険（本人と保護者対象、年額両者共各800円）に加入すること。

### その他

1. 練習及び遠征時の帰宅時間が遅くなる場合は、所定の場所まで迎えに行くこと。集合前及び解散後の安全に関しては、保護者の責任とする。
2. 原則、遠征については保護者同伴のこと。
3. 練習の当番・遠征の付き添いは、保護者全員が順番に行うこととし、特別な理由がない限り、協力しなければいけない。
4. 遠征時の監督・コーチの交通費は、車一台に乗り合わせていただき、距離にかかわらず1回300円、駐車場代がかかった場合は実費を部費より負担する。その他は年度末にお礼として役員会で決めた金額を渡す。またバスケットボール試合観戦の負担額を役員会にはかり、部費より負担することがある。
5. 休会するときは、必ず監督・コーチ・代表に連絡すること。また休会中でも諸経費代として1ヶ月500円を納める。

## 《附則》

1. この規約は、昭和63年4月1日施行する。
2. 平成4年4月1日一部改訂
3. 平成5年9月1日一部改訂
4. 平成7年4月1日一部改訂
5. 平成8年4月1日一部改訂
6. 平成9年4月1日一部改訂
7. 平成10年4月1日一部改訂
8. 平成13年4月1日一部改訂
9. 平成14年4月1日一部改訂
10. 平成15年4月1日
11. 平成18年4月1日
12. 平成19年4月1日
13. 平成20年4月1日
14. 平成21年4月1日
15. 平成22年4月1日
16. 平成23年4月1日
17. 平成24年4月1日
18. 平成25年4月1日
19. 平成26年4月1日一部改訂
20. 平成28年4月1日一部改訂
21. 平成30年4月1日
22. 平成31年4月1日一部改訂（2019年）